

都心のまちづくりワークスペース（仮称）運営等業務 公募型プロポーザル説明書

1 業務の概要

(1) 業務名

都心のまちづくりワークスペース（仮称）運営等業務

(2) 業務内容

別紙「都心のまちづくりワークスペース（仮称）運営等業務 基本仕様書」のとおり

(3) 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

ただし、受注者が業務を適切、公正、中立かつ効率的に実施していないなどとして、発注者が一定の期間を定めて是正を勧告し、当該期間中には是正しなかった場合には、期間の満了を待たずに契約を解除するものとする。（この場合、受注者の損害に対しては、発注者は一切賠償しない。）

2 業務経費

本業務に係る1年度当たりの費用（自主事業に係るものを除く。）は、3,800,000円（消費税及び地方消費税を含む。）以内で応募者が提案する額とし、当該提案額の5ヶ年分をもって、本業務に係る費用（自主事業に係るものを除く。）の総額とする。

ただし、当該提案額が1年度当たり2,533,334円（消費税及び地方消費税を含む。）を下回る場合には、提案書提出期限後速やかに提案額の積算内訳について、別途ヒアリングを実施するので、提案者はこれに応じること。

3 契約担当課

広島市都市整備局都市機能調整部紙屋町・八丁堀地区活性化担当（本庁舎12階）

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

Tel: 082-504-2766 Fax: 082-504-2309

電子メール toshi-k@city.hiroshima.lg.jp

4 全体スケジュール

- | | |
|------------------|--------------|
| ・ 公示日 | 令和4年2月21日（月） |
| ・ 質問受付期限 | 令和4年3月 7日（月） |
| ・ 応募資格確認申請書 提出期限 | 令和4年3月 7日（月） |
| ・ 提案書提出期限 | 令和4年3月11日（金） |
| ・ 審査結果通知 | 令和4年3月下旬 |

5 応募資格

法人又は任意団体で、次に掲げる条件を全て満たしている者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4及び広島市契約規則第2条の規定に該当していない者であること。
- (2) 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

- (3) 公募の日から受託候補者の特定までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は広島市の指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。
- (4) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体ではないこと。
- (5) 暴力団又は暴力団の構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者が経営、運営に関係している団体ではないこと。

6 応募資格確認申請書の提出

(1) 提出書類

ア 応募資格確認申請書（様式1） 1部

イ 履歴事項全部証明書又は商業登記簿謄本（写し可） 1部

発行日が、応募資格確認申請書提出日から3か月前の日以降のものに限る。（現在事項全部証明は不可。）

※ 法人のみ提出すること。

ウ 広島市税の納税証明書（写し可） 1部

「令和〇年〇〇月〇〇日（直近の証明可能な日）以前に納付すべき市税について、滞納の税額がない。」旨の記載のある本市の納税証明書（証明年月日が応募資格確認申請書提出日から3か月前の日以降のものに限る。）

※ 広島市内に事業所を有していない場合は、申立書（様式6）を提出すること

エ 消費税及び地方消費税の納税証明書（写し可） 1部

「未納の税額がない。」旨の記載のある税務署の納税証明書（「その3」「その3の2」「その3の3」のいずれか）（電子納税証明書は不可。証明年月日が応募資格確認申請書提出日から3か月前の日以降のものに限る。）

オ 誓約書（様式2） 1部

カ 役員名簿（様式3） 1部

キ 団体の定款や規約等（写し可） 1部

団体の組織体制や構成、活動内容等がわかる書類

※ 任意団体のみ提出すること。

(2) 提出期間

公示日から令和4年3月7日（月）までの閉庁日（広島市の休日を定める条例（平成3年広島市条例第49号）第1条第1項各号に掲げる日。以下同じ。）を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで

(3) 提出場所

3の契約担当課

(4) 提出方法

持参又は郵送（配達証明付き書留郵便に限る。提出期限までの消印有効。）

(5) 応募資格確認結果の通知

応募資格確認申請書等必要書類の受理・審査後、応募者に速やかに書面又は電子メールにて通知する。

7 提案書の提出

(1) 提案書の記載項目

様式4-1、様式4-2のとおり。

※ 提案書の大きさはA4判を基本とし、表紙及び参考資料は除き10頁以内とすること。

(2) 提案書の提出部数等

ア 正本1部、副本9部を提出すること。

イ 提案書の正本の表紙（様式4-1）には、提案者名（企業名、代表者）等を記載し、提案者が押印すること。ただし、副本の表紙（様式4-2）には提案者名が類推できる記載はしないこと。

ウ 提案書は1者1提案とし、2以上の提案書が提出された場合は失格とする。

エ 提案書の内容は、専門的な知識を持たない者でも理解できるよう、分かりやすい内容にすること。

オ 提案書の再提出は、提出期間内に限り認める。ただし、部分的な差替えは認めない。

カ 提出した提案書を取り下げる場合は、速やかに取下願（様式7）を提出すること。

キ 提出された書類は、返却しない。

(3) 提出期限及び提出場所等

ア 提出期限 令和4年3月11日（金）午後5時15分まで

イ 提出場所 3の契約担当課

ウ 提出方法 持参又は郵送（配達証明付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）

8 質問の受付及び回答

(1) 質問の受付

この説明書の内容等に関する質問を次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 公示日から令和4年3月7日（月）までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで

イ 受付場所 3の契約担当課

ウ 受付方法 質問書（様式5）に記入の上、電子メール又はFaxで提出すること。

(2) 質問に対する回答

前記(1)の質問に対する回答は、質問を受理した日から閉庁日を除き4日以内に質問者に直接回答し、3の契約担当課において、令和4年3月11日（金）までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで供覧するとともに、広島市ホームページに掲載する。

9 審査

(1) 審査方法

審査・評価は、公正かつ客観的に行うため、都心のまちづくりワークスペース（仮称）運営等業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、受託候補者特定基準に基づいて行う。

(2) 受託候補者特定基準

別紙「受託候補者特定基準」のとおり。

(3) 受託候補者の特定

ア 受託候補者の特定に当たっては、プレゼンテーションを実施する。

- ⑦ プレゼンテーションの実施日は、令和4年3月17日（木）を予定している。開催の詳細は提案者に別途通知する。
- ⑧ プレゼンテーション参加者による提案内容の説明は20分以内、質疑応答は10分以内として実施することを予定している。
- ⑨ プレゼンテーションの出席者は、責任者を含む2名以内とする。なお、説明は全て提出済みの提案書に基づき行うものとし、追加資料の提出は認めない。
- ⑩ 説明に要する物品・機材の持ち込みは自由とする。なお、プロジェクター機器一式については、本市にて用意するが、これらを使用する場合は、あらかじめ本市に申し出て、指示を受けること。
- イ 審査委員会での審査の結果、最高得点の提案書を提出した者を受託候補者とする。ただし、審査委員会において、本業務を実施する目的、内容に鑑み、得点の総計が最も高い提案内容が、本市の求める最低限の水準（総計の6割）に達していないと判断された場合においては、この限りではない。
- ウ 最高得点者が2者以上あった場合は、審査委員会で協議の上、受託候補者を特定する。
- (4) 審査結果の通知
受託候補者を特定した後は、速やかに提案者全員に書面にて当該提案者に係る審査結果を通知する。
(令和4年3月下旬を予定)
- (5) 審査結果の公表
契約の締結後、速やかに提案者数、最高得点者及び次点得点者の名称及び総得点について、広島市ホームページにおいて公表する。
- (6) 審査結果の説明
提案者からの受託候補者の特定結果に関する質問等については、書面により受け付ける。ただし、その受付は審査結果通知から閉庁日を除き7日以内に限る。なお、本市は、質問等に対して、その書面を受け付けてから閉庁日を除き10日以内に書面により回答する。

10 契約

- (1) 受託候補者として特定された者から見積書を徴取の上、随意契約を行う。ただし、指名停止等やむを得ない事情により受託候補者と契約を締結できないときは、次点の評価を得たものを受託候補者として特定し、見積書を徴取の上、随意契約を行う。
- (2) 契約を締結する場合においては、契約締結日までに契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。
ただし、次に掲げるいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。
 - ア 保険会社との間に広島市長を被保険者とする履行保証保険を締結して、3の契約担当課に提出したとき。
なお、履行保証保険契約の締結に当たっては、事前に保険取扱機関の審査が必要であり、契約締結日になって初めて保険の申込みをすると保険の締結ができない場合があることから、必ず事前のできるだけ早い時期に保険取扱機関と相談しておくこと。
 - イ 契約保証金免除申請書（広島市のホームページからダウンロードできる。）を、3の契約担当課に提出したとき。なお、契約保証金免除申請の承認には、次の⑦から⑨までに掲げる条件を全て満たしている必要がある。

- ㉒ 契約を締結しようとする日から過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行していること。
- ㉓ 広島市税について滞納がないこと。
- ㉔ 消費税及び地方消費税について未納税額がないこと。

詳細については、「契約履行実績による契約保証金の納付の免除について」（広島市のホームページからダウンロードできる。）を参照のこと。

なお、契約保証金免除申請の承認には、本市による審査が必要であり、契約締結日になって初めて契約保証金の免除を申請すると、本市において上記条件の確認ができない場合があることから、必ず事前のできるだけ早い時期に、3の契約担当課に申請すること。

11 その他

- (1) 本業務の履行に当たっては、関係法令並びに広島市契約規則等の諸規程及び広島市委託契約約款等の規定を遵守しなければならない。
- (2) 本プロポーザル手続において使用する言語及び通貨は、それぞれ日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 提案書等の作成及び提出に係る費用は提案者の負担とする。
- (4) 本プロポーザルに参加しようとする者は、審査結果の公表まで、本プロポーザルに関し、直接、間接を問わず、自らを有利に、又は他者を不利になるように、委員に対して働きかけることを禁ずるものとし、この禁止事項に抵触したと認められる場合には、失格にするとともに指名停止の措置を行うことがある。
- (5) 提案書等に虚偽の記載をした場合若しくはその他不正の行為をした場合には、失格にするとともに、指名停止の措置を行うことがある。
- (6) 本業務に係る1年度当たりの提案額が上限額（3,800,000円（消費税及び地方消費税を含む。））を上回っている場合、失格とする。
- (7) 本業務に係る1年度当たりの提案額が下限額（2,533,334円（消費税及び地方消費税を含む。））を下回っている場合、本市が別途実施するヒアリングにより、業務が適正に履行されないおそれがあると認められるときは失格とする。
- (8) 提出された提案書等に係る内容は、受託候補者特定の目的以外に無断で使用しない。ただし、提案者の了承を得た場合には、この限りではない。また、広島市情報公開条例第5条第1項に基づく開示請求があったときは、法人等の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位を害すると認められるもの等不開示情報を除いて、開示請求者に開示する。
- (9) 別紙基本仕様書は、本業務の最低要求水準を示したものであり、提案書の内容については、全て契約書にその内容を記載（添付）し、履行検査に当たっては、同内容を満たしていることを確認する。
- (10) 本契約については、本件に係る予算の成立を条件とするとともに、契約締結日を令和4年4月1日とする。なお、本件に係る予算が成立しなかった場合においても、本市は一切の損害賠償の責めを負わないものとする。